

絶滅のおそれのある動植物種の生息域外保全に関する基本方針の概要

平成21年1月
環境省

背景

- 絶滅のおそれのある野生動植物種の現状
- 現行の法制度
- 生息域外保全の有効性（生息域内保全の補完として）
- これまでの生息域外保全の実績と課題

< 内容 >

性格

- 生息域外保全の連携協力と計画的かつ効率的な実施を目指して策定。
- 環境省・日動水・植物園協会は、本方針に沿って生息域外保全を実施。
- その他の者には、基本方針に沿った適切な取組を期待。

生息域外保全の目標及び目的

- 目標：種の絶滅回避と種内の遺伝的多様性の維持
- 目的：①緊急避難 ②保険としての種の保存 ③科学的知見の集積

生息域外保全の実施に係る基本的な事項

■ 生息域外保全の実施にあたって、基本とすべき事項

- ① 生息域内保全との連携
野生復帰を見据え、生息域内との連携を確保しつつ実施。
- ② 実施計画の作成
着手前に全行程をあらかじめ検討し、実施計画を作成。
- ③ 飼育・栽培の体制と施設
十分に能力のある実施主体と施設において実施。
- ④ 実施主体間の連携
実施主体間で、情報の共有や危険分散、普及啓発において連携を図る。
- ⑤ その他
 - 既存の技術ガイドラインの活用
 - 近縁種の活用
 - 既存の国際的枠組みへの対応
 - 種子保存等の手法の活用

生息域外保全対象種の基本的考え方

- 1： 生息域外保全の目的（上記①～③）に応じて、以下のⅠ・Ⅱの程度を基に、妥当性を判断する。
 - Ⅰ 生息域内での種の存続の困難さ
 - Ⅱ 生息域外での増殖等の実現可能性
- 2： i～iiiの観点に配慮し、対象種を選定する。
 - i 野生復帰の可能性
 - ii 生物学的重要性
 - iii 社会的重要性と環境学習への活用

語句の定義